

マリントウンをキレイにしよう ちゅら島清掃活動



連日賑わいをみせているマリントウンの清掃活動を行います！

西原町では、平成14年度からマリントウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施しています。4月26日には西原マリパーク内のきらきらビーチが海開きをしており、今後も町内外から多数の方がマリントウンを訪れることが見込まれます。また大型MICE施設をマリントウン地区へ誘致する取組も、隣接する与那原町と連携して行っています。

たくさんの人をキレイな西原町で迎えるため、大型MICE施設の誘致実現のためにも、マリントウンあがりティード公園、付近の海岸及び道路の清掃作業をしませんか？

- 日時 平成26年6月7日(土) 9:30～11:30
- 集合場所 あがりティード公園
- 活動内容 マリントウンあがりティード公園、付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等
※ ごみ袋及び飲み物等は、総務部町民生活課で準備します。
※ 雨天及び雷注意報が発令された場合、中止とさせていただきます。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

注意で防ごうハブ咬症！ ハブ対策は環境整備で！！

沖縄県には猛毒を持つハブが生息しており、年間100件前後の咬症被害が発生しています。西原町も例外ではなく、過去10年間に13件の咬症被害が発生しており、本町での平成25年度1年間のハブ捕獲数は54匹となっています。

これまでのハブ対策の推進により、近年、ハブ咬症による死亡者はほとんどなくなっていますが、いまだに住宅敷地内でのハブの目撃・咬症事故が多い等、県民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。

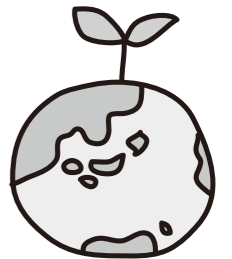
ハブ咬症を防ぐ身近な方法としては、ハブが生息・侵入しにくい環境整備をすることが重要になります。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除等の環境整備を行い、ハブによる被害を未然に防止しましょう。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018



〒901-1111 沖縄県南風原町兼城 577
TEL 098-889-3679
FAX 098-889-4282

6月は環境月間です！



6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」です。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、
5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金です！



近年の廃棄物は、その量だけでなく質的にも処理、処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町ではごみの不法投棄・不法焼却が急激に増えています。これらを防止するため、町内パトロールなどを行っています。

不法投棄の予防策(例)

- 1 こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、進入されにくい環境を作る。
- 3 定期的に見回りするなど、常に土地の状況を把握しておく。

自分の土地(財産)を守るのは所有者自身です。

野外焼却(野焼き)の禁止について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)、いわゆる野焼きは(一部許可を除き)禁止されており、野焼きをすると法律で罰せられます。

※※注意※※

地面に穴を掘っての焼却×、ドラム缶焼却×、ブロック積み焼却×
これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為にあたり、有害物質発生の原因にもなります。野外焼却(野焼き)はやめましょう。

※ 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為は例外として認められていますが、都市化が進み、焼却行為が発生するとすぐに苦情が発生する現状を踏まえ、本町では農家のみなさまには可能な限り焼却しないようにご協力をお願いします。

【参考】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3号(第1号～第2号は省略)
何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)第14条第4号(第1号～3号および第5号は省略)
四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

お問い合わせ 西原町役場 (環境全般)総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018
(農地)建設部産業課 農地農政係 ☎945-4540
(道路・河川)建設部土木課 庶務係 ☎945-4415